

## 議題（４） 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について＜修正版＞

関係規定 (現行)	杉並区情報公開条例第 6 条、杉並区個人情報保護条例第 18 条の 2
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第 78 条
新条例への 規定の可否	<p>改正個人情報保護法第 78 条第 2 項によって、「行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例では開示しないこととされているもののうち情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして新条例で定めるもの」については、改正個人情報保護法施行後も独自に不開示情報として定めることができる」とされている。</p> <p>また同じく改正個人情報保護法第 78 条第 2 項によって、改正個人情報保護法の不開示情報として定められていても情報公開条例において開示すべきとされているものについては、新条例で不開示情報から除くことができるとされている。</p> <p>なお、情報公開条例における不開示情報が実質的に法第 78 条第 1 項各号の不開示情報に含まれている場合、情報公開条例における不開示情報と同様の取扱いをするために条例で規定する必要はない。</p> <p>(個人情報の保護に関する法律についての Q &amp; A (行政機関等編) 5-4-1 (P12))</p>
課題	改正法第 78 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に定める自己情報開示請求における不開示情報の範囲について、情報公開条例と整合性を図るべきか検討する必要がある。
事務局案	<p>新条例に情報公開条例との整合性を図る規定は設けない。</p> <p>また、改正法との整合性を図るための情報公開条例の改正は行わない。</p>
事務局案の 考え方	<p>情報公開条例、現行の個人情報保護条例及び改正個人情報保護法の規定内容比較と、それぞれの規定内容の相違点等に対する事務局の考え方は別紙のとおり。</p> <p>なお全般として、情報公開請求と自己情報開示請求では、制度趣旨が異なるため、非公開（不開示）情報の範囲には差異が生じるものと認識しており、現行の情報公開条例、個人情報保護条例の間において非公開（不開示）情報の範囲には差異が生じているものの、請求者等の権利利益の保護の観点から支障は生じていない。</p>
部会委員か らのご意見	

「【資料8別紙】 関係規定比較表」についての説明

(1) 本比較表では、「杉並区情報公開条例」、現行の「杉並区個人情報保護条例」及び改正後の「個人情報保護法」（以下、「法令等」という）に定める開示（公開）情報及び不開示（非公開）情報の規定について、次のとおり記載しております。

① ほぼ同様の条文は、同じ行に記載しています（2、3、6、7、15、16の欄）。

3	ア 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span>	ア 法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span>	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span>	
---	--	---	---	--

なお、他の法令等の別の条文にも該当するような場合は、次の「②ーア」のとおり、その旨をコメント欄に記載しています。

② 情報公開条例もしくは改正個人情報保護法のいずれかに空欄がある行については、「事務局の考え方」欄にコメントを記載しています。

事務局の考え方の内容は、大別すると次のア～ウのとおりとなります。

ア 他の法令等の別の行に記載されている条文に該当する、あるいは含まれると解されるもの（1、5、8～12、17～23、25の欄）

5	イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span>		当該情報を自己情報開示請求する場合、請求者以外の個人に関する情報は、改正法第78条第1項第2号イ（3の欄に記載）に含まれる。 また、自己情報開示請求者に対する開示・不開示の判断に公益上の要否を検討することはそもそも適さない。	
---	--	--	---	--

イ 条文上の不整合は存在するが、区市町村は対象とならないため、条例への規定が不要のもの（13、14の欄）

13		四 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不開示</span>	当該情報は、国の行政機関に係る不開示情報であり、杉並区には該当しない。	
----	--	---	-------------------------------------	--

ウ 条文上の不整合は存在するが、改正個人情報保護法第78条第2項に定める条件に該当しないため、新条例に不開示情報の追加もしくは除外する規定を設ける対象ではないもの（4、24の欄）

4		ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span>	当該情報は情報公開条例上開示しないこととされる情報（不開示情報）になるが、行政機関情報公開法で不開示情報と規定されていないため、改正法78条第2項の条件（行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報）には該当せず、新条例に不開示情報に追加する旨の規定は設けない。	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span>
---	--	--	--	--

(2) 開示（公開）情報には開示、不開示（非公開）情報には不開示というマークを付記しています。

関係規定比較表

【資料8別紙】

No.	杉並区情報公開条例	改正個人情報保護法	事務局の考え方	【参考】杉並区個人情報保護条例 (現行条例)
—	<p>(情報の原則公開)</p> <p>第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(左記の下線部分は、改正法第78条第2項の読替規定を反映させたもの)</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第18条の2 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号のいずれかに該当する場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該自己情報を開示しなければならない。</p>
1		<p>一 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不開示</span></p>	<p>情報公開請求の場合は、情報公開条例第6条第2項に定める個人情報(2の欄に記載)に該当し、同様に不開示情報となる。</p>	<p>(6) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不開示</span></p>
2	<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不開示</span></p> <p>ただし、次に掲げる情報を除く。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>	<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不開示</span></p> <p>ただし、次に掲げる情報を除く。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>		<p>(2) 開示請求者(前条第2項又は第3項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条の3第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不開示</span></p> <p>ただし、次に掲げる情報を除く。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>
3	<p>ア 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>	<p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>		<p>ア 法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>
4		<p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>	<p>当該情報は情報公開条例上開示しないこととされる情報(不開示情報)になるが、行政機関情報公開法で不開示情報と規定されていないため、改正法78条第2項の条件(行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報)には該当せず、新条例に不開示情報に追加する旨の規定は設けない。</p>	<p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>
5	<p>イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span></p>		<p>当該情報を自己情報開示請求する場合、請求者以外の個人に関する情報は、改正法第78条第1項第2号イまたはロ(3または4の欄に記載)に含まれる。また、自己情報開示請求者に対する開示・不開示の判断に公益上の要否を検討することはそもそも適さない。</p>	
6	<p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に</p>	<p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員</p>		<p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保</p>



関係規定比較表

【資料8別紙】

No.	杉並区情報公開条例	改正個人情報保護法	事務局の考え方	【参考】杉並区個人情報保護条例 (現行条例)
	<p>関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分 <span style="float:right">開示</span></p>	<p>及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 <span style="float:right">開示</span></p>		<p>護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分 <span style="float:right">開示</span></p>
7	<p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。</u> <span style="float:right">不開示</span></p> <p>ただし、次に掲げる情報を除く。 <span style="float:right">開示</span></p>	<p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。 <span style="float:right">不開示</span></p> <p>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 <span style="float:right">開示</span></p>		<p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。</u> <span style="float:right">不開示</span></p> <p>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 <span style="float:right">開示</span></p>
8		<p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの <span style="float:right">不開示</span></p>	<p>当該情報は、現行条例第18条の2第1項第3号及び情報公開条例第6条第1項第3号本文（7の欄に記載）の下線部分に明記されている。</p>	
9	<p>ア 人の生命、身体又は健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報であって、公開することが必要であると認められるもの <span style="float:right">開示</span></p>		<p>当該情報は、現行条例第18条の2第1項第3号及び改正個人情報保護法第78条第1項第3号本文（7の欄に記載）の但書で明記されている。</p>	
10		<p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの <span style="float:right">不開示</span></p>	<p>当該情報は、情報公開条例第6条第1項第3号本文情報公開条例第6条第1項第3号本文（7の欄に記載）の下線部分に含まれる。</p>	
11	<p>イ 違法又は不当な事業活動に関する情報であって、区民生活に支障が生ずるおそれがあるため、公開することが必要であると認められるもの <span style="float:right">開示</span></p>		<p>当該情報は、改正法第78条第1項第3号本文（7の欄に記載）の但書に含まれる。</p>	
12	<p>ウ ア及びイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが特に公益上必要と認められるもの <span style="float:right">開示</span></p>		<p>同上。</p>	
13		<p>四 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 <span style="float:right">不開示</span></p>	<p>当該情報は、国の行政機関に係る不開示情報であり、杉並区には該当しない。</p>	
14		<p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報 <span style="float:right">不開示</span></p>	<p>当該情報は、国の行政機関及び都道府県に係る不開示情報であり、杉並区には該当しない。</p>	
15	<p>(5) 区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団</p>	<p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又</p>		

関係規定比較表

【資料8別紙】

No.	杉並区情報公開条例	改正個人情報保護法	事務局の考え方	【参考】杉並区個人情報保護条例 (現行条例)
	体との間における審議、検討等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの 不開示	は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 不開示		
16	(4) 取締役、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの 不開示	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの 不開示		(4) 取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関する情報であつて、開示することによつて、実施機関の公正又は適正な行政執行を著しく妨げるおそれがあると認められるもの 不開示
17		イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ 不開示	当該情報は、情報公開条例第6条第1項第4号(16の欄に記載)に具体的な明記はないもののこれに含まれるものと考えられる。	
18		ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ 不開示	同上。	
19		ハ 監査、検査、取締役、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ 不開示	「取締役」等について、現行条例第18条の2第1項第4号及び情報公開条例第6条第1項第4号本文に明記されており、同趣旨と判断する。	
20		ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ 不開示	「交渉」「争訟」等について、現行条例第18条の2第1項第4号及び情報公開条例第6条第1項第4号本文に明記されており、同趣旨と判断する。	
21		ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ 不開示	「調査」等について、現行条例第18条の2第1項第4号及び情報公開条例第6条第1項第4号本文に明記されており、同趣旨と判断する。	
22		ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ 不開示	「選考」等について、現行条例第18条の2第1項第4号及び情報公開条例第6条第1項第4号本文に明記されており、同趣旨と判断する。	
23		ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ 不開示	当該情報は、情報公開条例第6条第1項第4号(16の欄に記載)に具体的な明記はないもののこれに含まれるものと考えられる。	
24	(1) 法令の規定により公開することができないとされている情報 不開示		当該情報は情報公開条例上開示しないこととされる情報(不開示情報)になるが、行政機関情報公開法で不開示情報と規定されていないため、改正法78条第2項の条件(行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報)には該当せず、新条例に不開示情報に追加する旨の規定は設けない。 なお、QA5-4-3より「他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常(法第78条第1項)いずれかに該当するものと考えられる」とされている。	(1) 法令の規定により開示することができないとされている情報 不開示
25			情報公開請求の場合は、情報公開条例第6条第2項に定める個人情報(2の欄に記載)に該当し、同様に不開示情報となる。 また改正法においては、第78条第1項第1号もしくは第7号のハ及びヘ(19及び22の欄に記載)にて読み込む。	(5) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であつて、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるもの 不開示